

※入札（見積）参加資格が1年間延長となりましたので、有効期間は、受付日の翌月1日から令和7年3月31日までになります。

令和4・5年度  
上田市物品入札（見積）参加資格審査申請要領

令和4・5年度に、上田市が行う物品・業務委託（建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理の業務委託を除く）等の入札又は見積に参加を希望する方は、下記により「入札（見積）参加資格審査申請書」を提出してください。

記

1 受付期間

随時受付（令和4年4月1日から） ※郵送による申請も受け付けます。

2 申請書の提出先

【郵送で提出する場合】

〒386-8601 上田市役所 財政部契約検査課（住所記載不要）

【窓口で提出する場合】

財政部契約検査課（市役所本庁舎3階）、又は丸子・真田・武石各地域自治センター地域振興課

受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

3 資格の有効期間

受付日の翌月1日から令和6年3月31日まで

（入札・見積への参加は受付日の翌月 1 日からになります。受付日の属する月以前に指名通知若しくは公開された入札・見積には参加できません。）

4 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税（消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税（個人事業者の場合は個人事業税））、上田市税（納税義務がある場合に限る。）について未納がないこと。
- (3) 上田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。

5 資格の付与

- (1) 提出書類の内容を審査し、入札参加資格があると認められた者については、上田市物品入札（見積）参加資格登録業者名簿に登録します。その場合、市から登録済の通知はしません。
- (2) 提出書類の受領確認が必要な場合は、受付印により対応しますので、返信先を明記し切手を貼った返信用はがき又は封筒と受付票を同封してください。
- (3) 提出書類に不備がある場合や、登録とならなかった場合には、後日通知します。

## 6 所在地区分

上田市物品入札(見積)参加資格者名簿は、所在地区別に作成します。所在地区分は次の4区分です。

- (1) 市内・・・上田市内に本店(社)を有する業者
- (2) 準市内・・・上田市内に支店または営業所を有し、その支店または営業所に入札・契約に関する権限が委任され、次の要件を全て満たす業者

ア 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が設置されていること。

イ 事務用什器、備品、通信機器等が具備されていること。

ウ 事務所に常駐職員が1人以上配置されていること。

エ 電話番号及びファックス番号が営業所等のものであること。

オ 連絡が取れる体制(常時不在転送電話による体制となるものを除く)となっていること。

なお、上記要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行う場合があります。

- (3) 県内・・・長野県内に本店(社)または支店または営業所を有し、その支店または営業所に入札・契約に関する権限が委任されている業者
- (4) 県外・・・長野県外に本店(社)または支店または営業所を有し、その支店または営業所に入札・契約に関する権限が委任されている業者

## 7 提出書類 4ページ「提出書類一覧表」を参照

## 8 上田市への届出について

申請後、次の事項に該当するときは、必要書類を添付のうえ速やかに届出書を提出してください。届出書の書式は問いません。

- (1) 法人組織が解散するとき(個人営業の場合は廃業するとき)
- (2) 会社更生法又は民事再生法の適用を受けたとき
- (3) 営業停止命令を受けたとき
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき
- (6) 金融機関の債権放棄を受けたとき
- (7) 役員・使用人等が贈賄・談合などの不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき
- (8) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)の規定による排除勧告又は課徴金納付命令を受けたとき
- (9) 長野県内で工事事務等を起こしたとき
- (10) 前各号の一に該当せず、国又は長野県から指名停止措置を受けたとき
- (11) 営業に関し法律上必要とする資格・許可等が失効し、その営業を行うことができなくなったとき

## 9 入札(見積)参加資格の変更について

申請書提出以降に申請事項に変更があった場合は、速やかに必要書類を契約検査課へ提出してください。郵送による提出も可能です。

変更届、委任状等の様式、必要書類については市ホームページを御確認ください。変更届・委任状の様式は、必要事項が明記され、押印があれば任意の様式でもかまいません。

## 10 入札参加資格の取り消しについて

申請後、1ページ「4 申請者の要件」に該当しないことが明らかとなった場合は、上田市物品入札(見積)参加資格登録業者としての資格の停止や、登録の取消しをする場合があります。

## 11 その他

- (1) 上田市物品入札(見積)参加資格登録業者は、上田市財務規則(平成18年上田市規則第45号)を熟読し、承諾した上で入札等へ参加してください。
- (2) 「上田市物品入札(見積)参加資格」は、上田市上下水道局及び上田地域広域連合の一部(上田市内の施設に係るものに限る。)にも適用します。
- (3) 提出書類のうち、納税証明書(完納証明書)、身分証明書を除く書類及びこの申請に基づいて作成された書類や契約締結経過・契約締結に関する書類は、公開することがあります(電子媒体を含む。)
- (4) 上田市、上田市上下水道局、上田地域広域連合(以下「上田市等」)が発注する物品の製造・請負等により発生した著作権(翻訳権・翻案権等及び二次的著作物の利用権を含む。)は、契約書に特段の定めがある場合を除き、納品をもってすべて発注元に帰属するものとし、著作権者人格権の行使はしないものとします。著作権譲渡・著作権者人格権不行使の対価は、物品の製造・請負等の契約金額に含まれるものとします。

また、上田市等が発注する物品の製造・請負等について、意匠権・特許権・商標権は発生させないものとし、実用新案登録も行わないものとします。

- (5) 前各号については、「上田市物品入札(見積)参加資格審査申請書」の提出により、同意したものとみなします。
- (6) 役務、業務委託についても、「上田市物品入札(見積)参加資格審査申請書」の提出が必要です。
- (7) 法人格を有する特定非営利活動組織(NPO)についても、入札(見積)参加資格審査申請を行うことができます。
- (8) 申請書3～10ページの「参加希望業種(品目)」は、現在事項全部証明書(登記簿謄本)に記載されているか又は、現在事項全部証明書(登記簿謄本)の記載から類推される品目を対象とします。

\*締切日の直前は、窓口が大変混雑することが予想されます。受付までに時間がかかることがあります。御了承ください。お早めに申請されますよう、御協力をお願いします。

お問い合わせ先 上田市役所 財政部契約検査課  
〒386-8601  
長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号  
電話 (0268)23-5257  
FAX (0268)23-5116  
E-mail keiyakukensa@city.ueda.nagano.jp

## 提出書類一覧表

※ファイルやホチキス、ひも等で綴じないでください。

提出書類	法人	個人	様式	提出要領	区分	確認欄
1 入札(見積)参加資格 審査申請書	◎	◎	市指定 (1~10p)	「印」は取引(契約等)使用印を押印		
2 委任状	○		市指定 (11p)	支店、営業所等に取引上の権限を委任する場合に提出 受任者の印は取引(契約等)使用印を押印		
3 誓約書	◎	◎	市指定 (12p)	実印を押印		
4 印刷業者業務調書	○	○	市指定 (13p)	印刷の業種で登録を希望する者のみ提出		
5 清掃・廃棄物処理・保守 点検業者等業務調書	○	○	市指定 (14p)	清掃・廃棄物処理・保守点検の業種で登録を希望する者のみ提出		
6 納税証明書 (上田市税について は完納証明書)	◎	◎	定形	消費税及び地方消費税 <国税> 本社所在地の税務署が発行する未納税額のないことの証明書 (その3、その3の2、その3の3のいずれか) ※インターネット上で国税庁のサイトに掲載されている、 「 <b>手続名</b> 」納税証明書の交付請求手続」を御覧ください。	写可	
	◎	◎		法人(個人)事業税 <都道府県税> 本社所在地の都道府県が発行する未納税額のないことの証明書 委任先を設ける場合は、委任先所在地のものだけで可	写可	
	○	○		上田市税<市税> 委任先の有無にかかわらず、上田市に納税義務がある場合、市 税につき未納の額がないことの証明書(完納証明書) *ただし、事業を開始して1年を経過しない法人及び営業を開 始して1年を経過していない新設された営業所等を委任先とす る法人の場合は、営業証明書を提出	写可	
7 商業登記簿謄本	◎		定形	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書	写可	
8 身分証明書		◎	定形	代表者本籍地の市町村長が発行する証明書	写可	
9 営業許可・認可等 の証明書	○	○	定形	法令に基づいて得た許可・認可等の証明書	写可	
10 構成員一覧表	○		任意	協同組合で登録を希望する者のみ提出		
11 支店・営業所等の 写真	○	○	市指定 (15p)	所在地区分が <b>準市内</b> の者のみ提出		

◎は必ず提出、○は該当する場合のみ提出してください。

\* 商業登記簿謄本及び納税証明書等の各種証明書については、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、発行年月日が提出日前3か月以内のものを提出してください。

\* 納税証明書(完納証明書)は上田市に事業所がある場合、国税は上田税務署、長野県税は東信県税事務所上田事務所、上田市税完納証明書は上田市役所収納管理課または各地域自治センター、営業証明書は上田市役所税務課または各地域自治センターで発行しています。上田市完納証明書は、市が納付を確認するまで 10 日程度かかる場合があります(納められた場所によって異なります)。納付して間もなく完納証明書の発行を申請する場合は、上田市税の領収書(口座振替の場合は記帳済の通帳)を収納管理課の窓口へお持ちください。詳しくはホームページ(<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/shuno/1767.html>)を御覧いただくか、収納管理課(電話 0268-23-5117)へお尋ねください。

営業品目一覧表（その1）

種別番号	種別	品目コード	営業品目	許認可	種別番号	種別	品目コード	営業品目	許認可
1	燃料・燃焼機器	1	石油類	○	7	繊維品・帽子・履物	4	縫製製品	
		2	気体燃料	○			5	暗幕・カーテン・ブラインド	
		3	煙突式筒型ストーブ				6	テント・シート	
		4	ガス機器				7	じゅうたん・室内装飾	
		5	ボイラー				8	手拭・タオル等	
		6	暖房機器（電気機器を除く）				9	国旗・市旗	
		99	その他燃料	○			10	のぼり旗作成	
2	印刷・看板	1	軽印刷		8	電気機器	11	履物	
		2	冊子印刷				99	その他	
		3	カラー印刷				1	家庭用電気機器	
		4	印刷物企画				2	通信関係機器	
		5	地図・航空写真				3	音響機器	
		6	シール・ラベル				99	その他	
		7	マイクロフィルム				1	保育教材	
		8	看板・標識・名札				2	学校教材	
		9	製本				3	視聴覚教材 （映画フィルム等）	
		99	その他				4	視聴覚機器	
3	文具・事務用品	1	文房具		9	教材・教具・保育用品	5	教科書副読本	
		2	事務機器（印刷機等）				6	教育用CD-ROM	
		3	スチール製品				7	玩具	
		4	印章・ゴム印				8	博物館・美術館関係品	
		5	事務用パソコン				9	図書館関係用品	
		6	パソコン周辺機器				99	その他	
		7	パソコン用ソフト				1	自動車販売（車検を除く）	
		8	パソコンプリンタトナー・インク				2	自動車用バッテリー （車検に伴うものを除く）	
		99	その他				3	自転車・バイク	
4	金物・雑貨	1	荒物・日用品・金物		10	車両・車両部品	4	タイヤ・チューブ （車検に伴うものを除く）	
		2	清掃用品				5	ナンバープレート	
		3	ワックス				6	特殊車両（防災以外）	
		4	塗料				7	自動車修理・車検	
		5	業務用・厨房用洗剤				99	その他	
		6	ビニール袋製造				1	運動用具	
		7	プラスチック製品製造				2	運動器具	
		8	ダンボール・紙製品製造				99	その他	
		99	その他				1	楽器	
5	薬品・医療機器	1	医薬品	○	12	用音楽	2	音楽用品	
		2	工業薬品	○			99	その他	
		3	試薬品	○			1	陶磁器・漆器・ガラス製品等	
		4	農業薬品	○			2	ガラス・サッシ	
		5	プール薬品	○			99	その他	
		6	ワクチン	○			1	消防自動車	
		7	防疫剤	○			2	救急自動車	
		8	医療機器	○			3	消防用オートバイ	
		9	家庭用医療・衛生用品	○			4	その他防災関係車両	
		10	医療用被服関係				5	小型動力消防ポンプ	
		99	その他	○			6	消防用装備	
6	木工・家具・畳	1	既製家具		14	防災・保安用品	7	消防用被服	
		2	別製家具				8	消防用設備	
		3	建具・畳				9	消火器	
		4	木工品作成				10	消火栓	
		5	建物・施設・物置等				11	非常食	
		6	舞台関係製品				12	防犯設備・監視カメラ	
		99	その他				13	防犯用品	
7	物繊維品・履	1	作業着・防寒着・雨合羽		14	防災・保安用品	14	ヘルメット	
		2	帽子				99	その他	
		3	寝具						

営業品目一覧表（その2）

種別番号	種別	品目コード	営業品目	許認可	種別番号	種別	品目コード	営業品目	許認可
15	厨房機器	1	厨房用具		21	役務・業務委託	17	環境調査・検査	○
		2	厨房機器				18	その他調査	○
		99	その他				19	その他コンサルタント業務	○
16	機械・工具	1	農機具				20	その他サービス業	○
		2	建設土木機械				21	エレベーター保守・点検	
		3	機械部品				22	防災設備保守・点検	○
		4	測量・測定機器				23	電気設備保守・点検	
		5	はかり（計量器）				24	通信設備保守・点検	
		6	クリーニング機器				25	空調設備保守・点検	
		7	リサイクル・環境機器				29	その他保守・点検	
		8	実験・調査・分析器具				31	産業廃棄物中間処理	○
		99	その他				32	一般廃棄物中間処理	○
17	建設資材・原材料	1	セメント・セメント二次製品				33	一般廃棄物収集運搬	○
		2	建材・木材				34	一般廃棄物最終処理	○
		3	電設資材				35	廃棄物関係施設維持管理・運用	○
		4	鋼材・鋼板				36	自動車解体処理	○
		5	砂・砂利・砕石				37	スクラップ処理	○
		6	合材・コールドタル				38	リサイクル処理	
		7	凍結防止剤・融雪剤卸売				39	その他廃棄物処理	
		99	その他				41	建設機材・測量機器リース	
18	ラ・カメラ・写真	1	マシン・編機				42	事務機器・パソコンリース	
		2	カメラ・写真材料				43	医療機器リース	
		99	その他				44	介護用品リース	
19	時計・記念品	1	時計				45	音響・通信機器リース	
		2	ギフト用品・美術工芸品				46	施設リース	
		3	バッジ・カップ				47	自動車リース	
		99	その他				48	その他リース	
20	上下水道用品	1	量水器	○			49	建設機材・測量機器・事務機器・パソコン・音響・通信機器・施設・自動車・その他レンタル	
		2	化学製品類						
		3	配水管類						
		4	給水栓類						
		5	水道用資材・材料						
		6	脱水機用ろ布						
		7	脱水機用資材・材料						
		99	その他						
21	役務・業務委託	1	浄化槽清掃	○	50	医療機器・介護用品レンタル			○
		2	貯水槽清掃		51	庁舎・建物清掃			
		3	その他上下水道関係清掃		52	その他清掃			
		4	上下水道施設保守・点検		53	クリーニング・洗浄			○
		5	上下水道施設維持管理・運用		54	駆除・燻蒸・消毒			○
		6	水道開閉栓・検針・収納業務		55	樹木保護管理			
		7	上下水道関係廃棄物処理	○	56	人材派遣			○
		8	管路調査		57	警備・受付			○
		9	漏水調査		58	自動車運転代行業務			
		10	その他上下水道業務		59	コンピュータ関係システム開発・運用			
		11	一般企画立案		60	その他コンピュータ関係業務			
		12	イベント企画		61	検便・保菌検査	○		
		13	イベント・教室等実施		99	その他の役務・業務委託	○		
		14	広告業		99	その他	1	選挙用品	
		15	選挙用看板				2	植物・農林関係用品	
		16	映像・音響関係ソフト制作				3	茶	
			99	その他物品製造・販売					

\*「許認可」欄に○印がついている営業品目は、法令に基づいた営業許可・認可等を必要とする場合がありますので、証明書を提出してください。なお、証明書の提出がない場合は、競争入札（見積）への参加が制限される場合があります。